

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度

標章の使用に関するガイドライン



第1版
平成24年9月

港区環境リサイクル支援部

はじめに

港区では平成23年10月、区内で延べ床面積5,000㎡以上の建築を行う建築主に、一定量以上の国産木材の使用を義務付ける「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱」を施行しました。

また、平成24年8月には「港区みなとモデル二酸化炭素固定認証制度における標章使用承認に関する要綱」を施行しました。建築主が、実施要綱に基づき国産木材の使用に努めていることを建築物の広告等に表示するため、当該建築物における木材使用の状況を示す標章を作成し、その使用承認基準について要綱で定めています。

標章を建築物の広告等に使用するにあたっては、本ガイドラインをご活用いただき、要綱に基づいた適切な手続き、表示等を行ってください。

港区環境リサイクル支援部

標章の使用に関するガイドライン 目次

1	標章作成の目的	4
2	根拠となる法令	4
3	用語の意義	4
4	標章の使用を申請できる者	5
5	使用できる標章	6
6	標章の使用申請の方法.....	6
7	表示内容・方法	7
8	標章を使用できる期間.....	10
9	説明すべき事項	10
10	その他留意事項.....	11
	みなとモデル二酸化炭素固定認証制度における標章について	12
	関係法令	13

＜標章の使用申請及び本ガイドラインに関する問い合わせ先＞

港区環境リサイクル支援部環境課 地球温暖化対策担当

〒105-8511 港区芝公園1-5-25 (8F)

TEL: 03-3578-2477

1 標章作成の目的

標章は以下の3点をねらいとして作成しています。

- (1) 建築事業者に一層の国産木材使用の取組みを促す。
- (2) 区民等に広く国産木材の使用に関する理解を促す。
- (3) 国産木材を使用した建築物の評価を高め、区外への取組みの波及を図る。

2 根拠となる法令

- (1) みなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱
(平成23年10月1日施行)
- (2) 港区みなとモデル二酸化炭素固定認証制度における標章使用承認に関する要綱
(平成24年8月1日施行)

3 用語の意義

本ガイドラインにおいて使用する用語の意義は、以下のとおりとします。

①	協定木材	港区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した地方自治体から産出された木材で、国産のものをいう。
②	合法木材	林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」により合法性が証明された木材で、国産のものをいう。
③	国産木材	協定木材または合法木材をいう。

④	建築主	港区内で建築を行う者をいう。
⑤	特定建築主	港区内で延べ床面積5,000㎡以上の建築を行う者をいう。
⑥	広告等	広告、価格表、取引書類又は銘板をいう。
⑦	標章の使用	広告等に区の定める標章を付して展示し、若しくは頒布し、又は広告等を内容とする情報に標章を付して電磁的方法で提供することをいう。

4 標章の使用を申請できる者

国産木材の使用総量又は使用予定総量が実施要綱第4条に掲げる規定を満たしている建築物の建築主で、以下に該当する者が、標章の使用を申請することができます。

- (1) 実施要綱第5条第1項又は第2項の規定により国産木材使用計画書を提出した特定建築主または建築主。
- (2) 実施要綱第6条の規定により国産木材使用完了届出書を提出した特定建築主または建築主。

なお、標章の使用は、当該の建築物の環境価値の向上を図ることを目的とする場合に限られます。

5 使用できる標章

使用できる標章は、当該建築物の工事の進捗状況及び国産木材の使用総量又は使用予定総量に占める協定木材の使用量又は使用予定量によって、以下の4種類のうちのいずれかとなります。

協定木材の割合	計画段階～施工中	しゅん工後 (認証書発行後)
70%以上	標章A 	標章B 
70%未満	標章C 	標章D 

6 標章の使用申請の方法

標章の使用を希望する建築主は、要綱第1号様式「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度標章使用承認申請書」に必要事項を記入し、申請時点の国産木材使用量（しゅん工前にあつては使用予定量）を明らかにする書類を添えて、区に提出してください。

区で申請書の内容を審査し、使用を承認する場合は要綱第2号様式「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度標章使用承認決定通知書」によって通知するとともに、標章の電子データを提供します。

7 表示内容・方法

(1) ユニフォームマークについて

標章A及び標章Bに記されているマークは、港区と協定自治体とで組織している「みなと森と水ネットワーク会議」の英語名「UNIFIED NETWORKING INITIATIVE FOR MINATO “MORI & MIZU” MEETING」の頭文字をとった愛称「uni4m (ユニフォーム)」をシンボル化したもので、「ユニフォームマーク」と呼んでいます。ユニフォームマークは港区の登録商標です。



(2) 星印 (★) の意味

当該建築物に使用された（又は使用される予定の）国産木材の量を表しています。

- ★・・・床面積1 m²当たりの国産木材使用量が0.001 m³であること。
- ★★・・・床面積1 m²当たりの国産木材使用量が0.005 m³であること。
- ★★★・・・床面積1 m²当たりの国産木材使用量が0.010 m³であること。

(3) 二酸化炭素固定量について

標章B及び標章Cには当該建築物が国産木材使用によって固定している二酸化炭素量が表示されます。




(4) 表示方法

建築主は、標章の色若しくはデザインを変更し、又は標章の周囲にこれと一体をなすと誤解を招くおそれのある絵柄、文字等を記載することはできません。

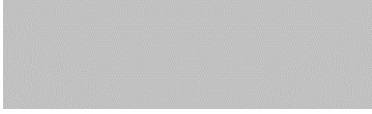


また、標章はサイズを変更して使用することができますが、縦横比を変更することはできません。

①色指定

<カラーの場合（4色分解による色指定）>

背景部分 	C : 54.3% Y : 93.75%
星印及びユニフォームマーク 	C : 98% M : 62% Y : 95%
「港区」の背景 	スミ : 100%

<白黒の場合>

背景部分 	スミ : 26.6%
星印及びユニフォームマーク 	スミ : 80%
「港区」の背景 	スミ : 100%

②縦横比

標章A及び標章B 縦：横＝21：70

標章C及び標章D 縦：横＝1：2

③補足表示

標章を使用する広告等に以下の補足説明を表示してください。

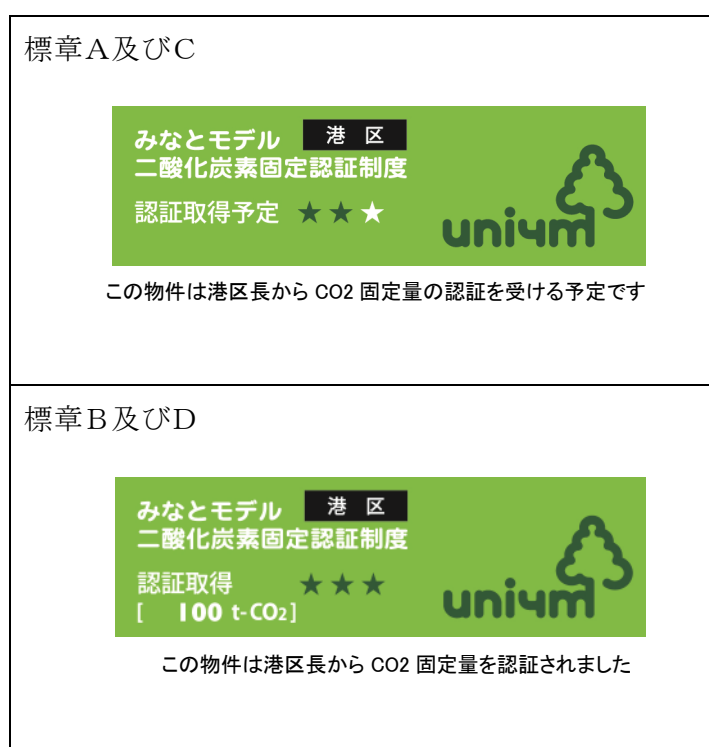
- ・標章 A 及び C を使用する場合

「この物件は港区長から CO2 固定量の認証を受ける予定です」

- ・標章 B 及び D を使用する場合

「この物件は港区長から CO2 固定量を認証されました」

<表示例>



※標章の使用サイズによっては例のように標章と一体でなくても構いません。

8 標章を使用できる期間

標章を使用できる期間は、標章の種類によって異なります。

- (1) 標章A及び標章Cの使用は、当該建築物のしゅん工後に区が二酸化炭素固定量を認証するまでとします。
- (2) 標章B及び標章Dは、使用申請を行ったときの内容に変更がない限り使用できるものとします。

9 説明すべき事項

標章を使用する建築主は、当該建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、以下に示す事項の説明に努めてください。12ページの「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度における標章について」を提示する方法により説明に替えても構いません。

- (1) この標章は、当該建築物が、港区がみなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱に定める国産木材の基準使用量を満たしており（又は満たす予定であり）、国産木材の活用による二酸化炭素の固定と日本の森林整備の促進に貢献していることを表すものであること。
- (2) みなとモデル二酸化炭素固定認証制度とは、港区内に建築される延べ床面積5,000㎡以上の建築物に一定量以上の協定木材をはじめとした国産木材を使用し、その使用量に応じた二酸化炭素固定量を港区が認証する制度で、港区での二酸化炭素固定量の増大による地球温暖化対策を目的とするものであること。
- (3) 協定木材とは、伐採後の再植林を保証する「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を港区と締結した地方自治体から産出された木材で、より高い環境価値を有する木材を指すこと。
- (4) 標章A及び標章Bにおけるユニフォームマークの意味について
当該建築物の国産木材の使用総量又は使用予定総量のうち、70%以上が協定木材

であることを指すこと。

(5) 星印（★）の意味について

★・・・床面積1㎡当たりの国産木材使用量が0.001m³であること。

★★・・・床面積1㎡当たりの国産木材使用量が0.005m³であること。

★★★・・・床面積1㎡当たりの国産木材使用量が0.010m³であること。

(6) 標章B及び標章Dにおける数値の意味について

当該建築物に使用された国産木材が固定している二酸化炭素の量を表すものであること。

10 その他留意事項

(1) 使用の中止と区への報告

以下に該当する場合は、直ちに当該標章の使用を中止し、区に報告しなければなりません。

①標章A又は標章Bを使用している場合で、協定木材の使用量が国産木材使用総量の70%を下回ることが明らかになった場合。

②標章C又は標章Dを使用している場合で、国産木材の使用量が要綱第4条に定める量を下回ることが明らかになった場合。

なお、この条件を履行しなかった者に対しては、以後新たな承認をしないものとします。

(2) 承認の取消し

以下のいずれかに該当するときは、標章の使用の承認を取り消す場合があります。

①要綱に規定する目的以外に標章を使用したとき。

②要綱に規定する承認の条件に反する行為があったとき。

③その他港区長が不相当と認めたとき。

(3) 警告

標章を無断で使用した者に対しては、警告書による指導を行うことがあります。

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度における標章について

- 1 この標章は、本物件が、港区が「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱」に定める国産木材の基準使用量を満たしており（または満たす予定であり）、国産木材の活用による二酸化炭素の固定と日本の森林整備の促進に貢献していることを表しています。
- 2 「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」とは、港区内に建築される延べ床面積 5,000 m²以上の建築物に一定量以上の協定木材をはじめとした国産木材を使用し、その使用量に応じた二酸化炭素固定量を港区が認証する制度で、港区での二酸化炭素固定量の増大による地球温暖化対策を目的としています。
- 3 協定木材とは、港区と、伐採後の再植林を保証する「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した地方自治体から産出された木材で、より高い環境価値を有する木材です。
- 4 標章内のユニフォームマークは、本物件の国産木材の使用総量（または使用予定総量）のうち、70%以上が協定木材であることを表しています。
※標章 A・標章 B を使用する場合に記載してください。
- 5 星印（★）は本物件の国産木材使用量（または使用予定量）を表しています。
 ★・・・床面積 1 m²当たりの国産木材使用量が 0.001 m³です。
 ★★・・・床面積 1 m²当たりの国産木材使用量が 0.005 m³です。
 ★★★・・・床面積 1 m²当たりの国産木材使用量が 0.010 m³です。
- 6 本物件は、●●に●●産の●●、●●に●●産の●●など国産木材を●●m³使用することにより、●●t の二酸化炭素を固定し、地球温暖化防止に貢献しています。
※標章 B・標章 D を使用する場合に、物件の実情に応じて記載してください。
【記載例】「本物件は、フローリングに北海道下川町産のカバ、天井ルーバーに宮崎県日南市産のスギなど国産木材を 20 m³使用することで、18 t の二酸化炭素を固定し・・・」

＜みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に関する問い合わせ先＞

港区環境リサイクル支援部環境課 地球温暖化対策担当
 〒105-8511 港区芝公園1-5-25(8F)
 TEL: 03-3578-2477

制度ホームページ <http://www.uni4m.or.jp>

みなとモデル

関 係 法 令

●みなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱

●港区みなとモデル二酸化炭素固定認証制度における標章使用承認に関する要綱

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱

平成23年3月31日

22港環環第2157号

(目的)

第1条 この要綱は、港区（以下「区」という。）が区内における建築において使用された国産木材の量に相当する二酸化炭素の固定量を認証する制度（以下「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」という。）を実施することにより、国産木材の活用を促進し、国内の森林整備の推進と森林の二酸化炭素の吸収量の増大に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協定木材 間伐材を始めとした国産木材の活用の促進に関する協定を区と締結した地方自治体から産出された木材で国産のものをいう。
- (2) 合法木材 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁）により合法性が証明された木材で国産のものをいう。
- (3) 建築 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築をいう。
- (4) 建築主 区内で建築を行う者をいう。
- (5) 特定建築主 区内で延べ床面積5,000平方メートル以上の建築を行う者をいう。
- (6) 構造材 建物本体を支持する部材（土台、柱、はり、桁、板等）をいう。
- (7) 内外装材 建物本体の内装又は外装を構成する部材（内壁、外壁、床、天井、屋根、家具、建具等。下地及び化粧を含む。）をいう。
- (8) 外構材 建物本体の外回りを構成する部材（植栽を除く。）をいう。
- (9) 二酸化炭素固定量認証書 みなとモデル二酸化炭素固定認証制度において、二酸化炭素の固定量を認証するため、区長が発行する証書をいう。

(建築主の責務)

第3条 建築主は、区内で建築を行うときは、協定木材を利用するように努めなければならない。

(特定建築主の責務)

第4条 特定建築主は、区内で建築行為を行うときは、別表第1に定める量を超える協定木材を使用するよう努めなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、協定木材に代えて合法木材を使用することができる。

(国産木材使用計画書の提出)

第5条 特定建築主は、区内で建築を行おうとするときは、国産木材使用計画書（第1号様式）をあらかじめ区長に提出しなければならない。

2 建築主は、区内で建築を行おうとするときは、前項の規定に準じて国産木材使用計画書を区長に提出することができる。

(国産木材使用完了届出書の提出)

第6条 特定建築主及び前条第2項の規定により国産木材使用計画書を区長に提出した建築主（以下「任意提出建築主」という。）は、区内で建築を完了したときは、国産木材使用完了届出書（第2号様式）を区長に提出しなければならない。

(国産木材使用量の算定)

第7条 区長は、前条の規定により国産木材使用完了届出書を受理したときは、当該建築における協定木材及び合法木材の使用量を算定するものとする。

2 前項の規定による協定木材及び合法木材の使用量の算定は、構造材、内外装材、外構材、その他区長が特に認めるものを対象とする。

(二酸化炭素固定量の算定)

第8条 区長は、前条の規定により協定木材及び合法木材の使用量を算定したときは、その使用量に相当する二酸化炭素の固定量を算定するものとする。

2 前項の規定による二酸化炭素の固定量の算定は、別表第2に定める基準によるものとする。

(二酸化炭素固定量認証書の交付)

第9条 区長は、前条の規定により二酸化炭素の固定量を算定したときは、二酸化炭

素固定量認証書を特定建築主又は任意提出建築主に交付するものとする。

(公表)

第10条 区長は、第5条の規定により提出された国産木材使用計画書及び第6条の規定により提出された国産木材使用完了届出書の概要を公表することができる。

(勧告等)

第11条 区長は、この要綱の目的を達成するため、特定建築主に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

2 区長は、特定建築主が正当な理由なく勧告に応じないときは、勧告の内容及び特定建築主の氏名を公表することができる。

(運用の特例)

第12条 区長は、やむを得ない理由があると認めるものについては、この要綱の規定を適用しないことができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

協定木材使用量

床面積1㎡につき0.001㎡

別表第2 (第8条関係)

二酸化炭素固定量の算定基準

二酸化炭素固定量 (t-CO ₂)

=国産木材使用量 (m ³) ×容積密度 (t/m ³) ×炭素含有率 (%) × 二酸化炭素換算係数 (44/12)
--

国産木材の樹種ごとの容積密度及び炭素含有率は、日本国が気候変動に関する国際連合枠組条約事務局へ提出する「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」に記載された数値とする。
--

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先） 港 区 長

特定建築主

住所

氏名

㊟

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

国産木材使用計画書

下記のとおり区内において建築を行いますので、みなとモデル二酸化炭素固定認証
制度実施要綱第5条の規定に基づき計画書を提出します。

建築の名称	
建築の期間	
建築の場所	
延床面積	
建築の内容	別添のとおり
連絡先	（電話番号） （メールアドレス）
※受付欄	

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 建築の概要が把握できる参考書類（設計図面、数量調書等）を添付すること。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先） 港 区 長

特定建築主

住所

氏名

㊞

〔法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

国産木材使用完了届出書

下記のとおり区内において建築を完了しましたので、みなとモデル二酸化炭素固定
認証制度実施要綱第6条の規定に基づき届け出ます。

建築の名称	
建築の期間	
建築の場所	
延床面積	
建築の内容	別添のとおり
連絡先	（電話番号） （メールアドレス）
※受付欄	

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。

2 二酸化炭素固定量算定報告書、数量調書、木材・木材製品納品書、建築確
認申請関連書類等を添付すること。

港区みなとモデル二酸化炭素固定認証制度における標章使用承認に関する要綱

平成24年7月30日

24港環環第1333号

(目的)

第1条 この要綱は、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱（平成23年3月31日22港環環第2157号。以下「実施要綱」という。）に基づき国産木材の使用に取り組む建築主に対し、広告等に区の定める標章を使用することを承認する基準等について必要な事項を定めることにより、標章使用承認事務の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 国産木材 実施要綱に定める協定木材又は合法木材をいう。
- (2) 協定木材 間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定を区と締結した地方自治体から産出された木材で国産のものをいう。
- (3) 広告等 広告、価格表、取引書類又は銘板をいう。
- (4) 標章の使用 広告等に区の定める標章を付して展示し、若しくは頒布し、又は広告等を内容とする情報に標章を付して電磁的方法で提供することをいう。
- (5) 特定建築主等 区内で延べ床面積5,000平方メートル以上の建築を行う者及び実施要綱第5条第2項の規定により国産木材使用計画書を提出した建築主をいう。

(使用を承認する標章)

第3条 使用を承認する標章は、実施要綱第5条に規定する国産木材使用計画書を提出した建築物の国産木材の使用総量又は使用予定総量に占める協定木材の使用割合及び工事等の進捗状況に応じて、別表1に示す標章Aから標章Dまでのいずれかとする。

(使用承認基準)

第4条 標章の使用承認基準は、次のとおりとする。

(1) 標章を広告等に使用する者が、次のいずれかに該当する者であること。

ア 実施要綱第5条第1項又は第2項の規定により国産木材使用計画書を提出した特定建築主等

イ 実施要綱第6条の規定により国産木材使用完了届出書を提出した特定建築主等

(2) 標章を使用する広告等が、次のいずれかに該当する建築物に関するものであること。

ア 標章A又は標章Bを使用する場合は、国産木材の使用総量又は使用予定総量が実施要綱第4条の規定を満たしており、かつ、国産木材の使用総量又は使用予定総量に占める協定木材の使用量又は使用予定量が70%以上である建築物

イ 標章C又は標章Dを使用する場合は、国産木材の使用総量又は使用予定総量が実施要綱第4条の規定を満たしている建築物

(3) 標章の使用により建築物の環境価値の向上を図ることを目的とするものであること。

(承認の申請)

第5条 標章の使用の承認を受けようとする特定建築主等は、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度標章使用承認申請書(第1号様式)に申請時点の国産木材使用量(しゅん工前にあっては使用予定量)を明らかにする書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(承認の決定)

第6条 区長は、標章の使用の承認を決定したときは、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度標章使用承認決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(承認の条件)

第7条 標章の使用の承認に当たって付する条件は、次のとおりとする。

(1) 標章を使用できる期間

ア 標章A及び標章Cを使用する場合、実施要綱第9条に規定する二酸化炭素固定量認証書の交付をもって終了とする。

イ 標章B及び標章Dを使用する場合、第5条に基づく申請内容に変更がない限り使用できるものとする。

(2) 当該建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、別表2に示す事項の説明に努めるものとする。

(3) 別表1に示す標章の色若しくはデザインを変更し、又は標章の周囲にこれと一体をなすと誤解を招くおそれのある絵柄、文字等を記載しないこと。

(4) 標章のサイズは変更して使用することができる。ただし、縦横比を変更することはできない。

(5) 標章A又は標章Bを使用している場合で、協定木材の使用量が国産木材使用総量の70%を下回ることが明らかになった場合は、直ちに当該標章の使用を中止し、区長に報告すること。

(6) 標章C又は標章Dを使用している場合で、国産木材の使用量が要綱第4条に定める量を下回ることが明らかになった場合は、直ちに当該標章の使用を中止し、区長に報告すること。

2 前項に規定する条件を履行しなかった者に対しては、新たな承認をしないものとする。

(承認の取消し)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、標章の使用の承認を取り消すことができる。

(1) 第4条第3号に規定する目的以外に標章を使用したとき。

(2) 第7条に規定する承認の条件に反する行為があったとき。

(3) その他区長が不相当と認めたとき。

(無断使用)

第9条 標章を無断で使用した者に対しては、警告書により指導するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境リサイクル支援部長が

別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

（宛先） 港区長

特定建築主等

住所

氏名

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度標章使用承認申請書

下記のとおり標章の使用承認について申請します。

記

建築物の名称	
建築物の所在地	
使用する標章	(番号を記入)
使用方法	(標章を付す広告等の種類を記入)
使用責任者	住所 氏名 電話番号
※受付欄	

様

港区長

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度標章使用承認決定通知書

下記のとおり、標章の使用承認決定について通知します。

記

建築物の名称	
建築物の所在地	
使用を承認する標章	
承認に係る木材使用の状況	
使用方法	
<p>使用の承認に当たっての条件</p> <p>(1) 標章を使用できる期間</p> <p>ア 標章A及び標章Cを使用する場合、港区みなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱（平成23年3月31日22港環環第2157号。以下「実施要綱」という。）第9条に規定する二酸化炭素固定量認証書の交付をもって終了とする。</p> <p>イ 標章B及び標章Dを使用する場合、第5条に基づく申請内容に変更がない限り使用できるものとする。</p> <p>(2) 当該建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、別紙に示す事項の説明に努めるものとする。</p> <p>(3) 別表1に示す標章の色若しくはデザインを変更し、又は標章の周囲にこれと一体をなすと誤解を招くおそれのある絵柄、文字等を記載しないこと。</p> <p>(4) 標章のサイズは変更して使用することができる。ただし、縦横比を変更することはできない。</p> <p>(5) 標章A又は標章Bを使用している場合で、協定木材の使用量が国産木材使用総量の70%を下回ることが明らかになった場合は、直ちに当該標章の使用を中止し、区長に報告すること。</p> <p>(6) 標章C又は標章Dを使用している場合で、国産木材の使用量が実施要綱第4条に定める量を下回ることが明らかになった場合は、直ちに当該標章の使</p>	

用を中止し、区長に報告すること。

別紙

- 1 この標章は、当該建築物が、港区がみなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱に定める国産木材の基準使用量を満たしており（又は満たす予定であり）、国産木材の活用による二酸化炭素の固定と日本の森林整備の促進に貢献していることを表すものであること。
- 2 みなとモデル二酸化炭素固定認証制度とは、港区内に建築される延べ床面積5,000㎡以上の建築物に一定量以上の協定木材を始めとした国産木材を使用し、その使用量に応じた二酸化炭素固定量を港区が認証する制度で、港区での二酸化炭素固定量の増大による地球温暖化対策を目的とするものであること。
- 3 協定木材とは、伐採後の再植林を保証する「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を港区と締結した地方自治体から産出された木材で、より高い環境価値を有する木材を指すこと。
- 4 標章A及び標章Bにおけるユニフォームマークの意味について
当該建築物の国産木材の使用総量又は使用予定総量のうち、70%以上が協定木材であることを指すこと。
- 5 星印（★）の意味について
★・・・床面積1㎡当たりの国産木材使用量が0.001㎡であること。
★★・・・床面積1㎡当たりの国産木材使用量が0.005㎡であること。
★★★・・・床面積1㎡当たりの国産木材使用量が0.010㎡であること。
- 6 標章B及び標章Dにおける数値の意味について
当該建築物に使用された国産木材が固定している二酸化炭素の量を表すものであること。